

国税だより

●税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務(※)を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※)内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・e-Tax(データ)により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

注(1) 税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

(2) 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・国税に関するご相談(納付に関するご相談を含みます。)
- ・税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	熊本県	鹿児島県
名 称	熊本国税局業務センター	熊本国税局業務センター 鹿児島事務室
所在地 (書面で申告書等を提出する場合の郵送先)	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・玉名署・天草署・山鹿署・菊池署・宇土署・阿蘇署	鹿児島署・鹿屋署・大島署・指宿署・種子島署・知覧署・大隅署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。	

詳しくは、熊本国税局ホームページ([熊本国税局](https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm) **検索**)をご覧ください。

◇パソコン及びスマホから

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからご利用になれます。

